

昭和六十二年二月十七日提出
質 問 第 六 号

豊島交通株式会社の不当経営に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年二月十七日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎 殿

豊島交通株式会社の不当経営に関する質問主意書

千葉県我孫子市東我孫子一丁目一番二号豊島交通株式会社（豊島良枝社長）は、昭和五十九年三月、同社従業員が労働組合を結成してから現在に至るまでに、

- 一 同年五月組合員に対するダイヤ差別を行い、
 - 二 同年八月「つつもたせ事件」を虚構し、組合委員長、書記長をその中に巻き込んで解雇し、
 - 三 同年九月組合員一人を不当解雇し、
 - 四 六十一年十月組合員一人を不当解雇する、
- 等多くの不当労働行為を繰り返してきた。

事件はその都度、地方労働委員会、裁判所に提訴され、いずれも労働組合側の勝利に終わっている。

しかるに、経営者側は、それらの判決や命令に従わず、脱法行為を繰り返している。

これらの経営者側の一連の行為は正常な労使関係を破壊し、労働関係法の精神を無視するものであり、ひいては安全と親切を旨とすべき交通事業の信頼を損ない、利用者の不安を招くに至る事態と言わざるを得ない。

当局はこの事実を知っておられるか。

この事態に対してどのような処置をされたか。

右質問する。